平成２４年（フ）第２０号
千葉県旭市鏑木2168番地
債務者　寺島千恵子（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第１２４８号
名古屋市北区米が瀬町135番地１　メデケアド寿、住民票上の住所名古屋市北区如意５丁目72番地の２　サニーヴィラ201号
債務者　加藤　鋼二
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３２号
高知県香美市土佐山田町東本町４丁目３番19号
債務者　西岡　由里
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４４号
高知市秦南町１丁目９番２号　ロイヤルレジデンス秦204号
債務者　溝渕　和博
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４７号
島根県出雲市大津町3629番地52　アーベントヒルズⅠ－Ｃ
債務者　春日千賀子（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後３時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第７１６号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地６－３号棟住宅403号
債務者　小田桐浩三
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４４号
釧路市米町３丁目４番８号
債務者　稲荷　文代
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２５９号
川崎市宮前区水沢３丁目１番13―303号　マロンＴＫビル
債務者　橘　　岬
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７４号
川崎市高津区諏訪１丁目23番３号　多摩コーポ201
債務者　吉田セツ子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３２７号
川崎市幸区南加瀬４丁目７番８―105号　サンモール日吉
債務者　生稲　弘明
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３２８号
川崎市麻生区下麻生３丁目44番25号　アルファコート２
債務者　内山　　隆
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３２９号
川崎市麻生区下麻生３丁目44番25号　アルファコート２
債務者　沢口はなえ
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３０号
川崎市川崎区大島５丁目14番14―701号　ツインビル野田第一、前住所川崎市川崎区渡田東町９番８号
債務者　志村　久子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３６号
川崎市中原区新城１―10―５　パールハイム310号室、住民票上の住所川崎市宮前区有馬６丁目10番26号　内田コーポ205
債務者　岩永　浩之
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４３号
川崎市幸区下平間130番地１　石井ビル402
債務者　黒岩　政廣
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係